

介護保険法 ワンポイント解説 2018年版

【問題】平成20年 問10

指定地域密着型サービス事業者の指定は、政令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスに係る地域密着型サービスを行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

【解答】誤り



地域密着型ということで市町村の長が行います。

種類	許可・指定	都道府県知事	市町村長
①指定居宅サービス事業者	指定	○	
②指定介護予防サービス事業者	指定	○	
③指定居宅介護支援事業者	指定	○	
④指定介護予防支援事業者	指定		○
⑤指定介護老人福祉施設	指定	○	
⑥介護老人保健施設	<u>許可</u>	○	
⑦ <u>指定地域密着型サービス事業者</u>	指定		○
⑧指定地域密着型介護予防サービス事業者※	指定		○
⑨介護支援専門員(ケアマネージャー)	<u>登録</u>	○	

※市町村長は、⑦の指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとするときは
⇒あらかじめ都道府県知事に届け出が必要です。

下記3点は、市町村長が指定を行います。それ以外は、すべて都道府県知事。

- ④指定介護予防支援事業者
- ⑦指定地域密着型サービス事業者
- ⑧指定地域密着型介護予防サービス事業者

その他注意するポイント

- ⑥介護老人保健施設…許可
- ⑨介護支援専門員(ケアマネージャー)…登録

